

請求額は次のとおりで計算します。

- ① 徴収した月額利用料(a)が月額上限額(b)より小さい場合
請求額は月額利用料 (a)となります。
- ② 徴収した月額利用料(a)が月額上限額(b)より大きい場合
請求額は月額利用料 (b)となります。

1 枚目/ 1 枚

請求金額内訳書
【令和5年 10 月分】

請求額は月額利用料 (b) となります。				月途中の入退園		徴収した月額利用料(a)	月額上限額(b) ※2
認定するものの氏名				利用料 ※1		請求額(aとbを比較して小さい方)	
1	令和4年7月1日	こうし みなみ 合志 みなみ	☒ 月額契約 ☐ 時間契約 40,000 円 ☐ 日額契約	☒ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中退園(日)	35,000 円	40,300 円	
					35,000	円	
2	令和4年6月1日	にしごうし ひがし 西合志 ひがし	☒ 月額契約 ☐ 時間契約 50,000 円 ☐ 日額契約	☒ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中退園(日)	50,000 円	40,300 円	
					40,300	円	
3	令和5年8月1日	とよおか たろう 豊岡 太郎	☒ 月額契約 ☐ 時間契約 40,000 円 ☐ 日額契約	☐ なし ☒ 月途中入園(10 日) ☐ 月途中退園(日)	40,000 円	27,300 円	
					27,300	円	
4	令和5年9月1日	みよし いちろう 御代志 一郎	☒ 月額契約 ☐ 時間契約 40,000 円 ☐ 日額契約	☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☒ 月途中退園(10 日)	40,000 円	13,000 円	
					13,000	円	
5			☒ 月額契約 ☐ 時間契約 円	☒ なし ☐ 月途中入園(日)	円	40,300 円	
					0	円	
6					円	40,300 円	
					0	円	
7					円	40,300 円	
					0	円	
8					円	40,300 円	
					0	円	

月途中で認定期間が開始する又は終了する場合、または市町村間の転出入の場合、月額限度額を次のとおりで計算します。

① 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額
40,300(45,700)円×認定起算日以降のその月の日数÷その月の日数

② 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
40,300(45,700)円×転出日までのその月の日数÷その月の日数

※月額上限額は10円未満の端数がある場合は切り捨て

※「その月の日数」とは、各月の定員数を用いて、例) 40名定員の園で、その月の入園人数が35名の場合、40-35=5(名)と計算する。

※1 利用料の
(10円未満)

※2 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円×転出日までの日数÷その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

月途中で認定期間が開始する又は終了する場合、または市町村間の転出入の場合、
月額限度額を次のとおりで計算します。

- ① 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額
 $40,300(45,700)円 \times 認定起算日以降のその月の日数 \div その月の日数$
- ② 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
 $40,300(45,700)円 \times 転出日までのその月の日数 \div その月の日数$

※月額上限額は10円未満の端数がある場合は切り捨て

※「その月の日数」などは、各月の実日数を用いる 例) R8.10月→31日、R8.2月→28日